

I 福井県福祉のまちづくり条例のあらまし

(前文)

障がい者や高齢者等を含むすべての人が、自らの意思で自由に行動し、社会に参加し、交流することができるよう、県民一人ひとりが福祉のまちづくりに取り組み、障がい者や高齢者などの活動を制限している障壁を取り除くことが必要である。

わたしたちは、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むことを決意して、この条例を制定する。

1 目的（第1条）

福祉のまちづくりに関し、県、市町、県民、事業者の責務を明らかにし、基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

2 定義（第2条）

①障がい者、高齢者等、②公益的施設、③事業者について定義した。

3 県、市町村、県民および事業者の責務（第3条～6条）

福祉のまちづくりを実現するための県、市町、県民、事業者それぞれの責務を明確に規定する。

4 利用の妨げとなる行為の禁止（第7条）

何人も、整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

5 施策の基本方針（第8条）

生活環境の整備と県民意識の高揚の基本方針に基づき、施策を総合的に推進する。

6 福井県福祉のまちづくり推進協議会の設置（第9条）

福祉のまちづくりに関する推進計画等を審議するため、事業者、障がい者・高齢者等、行政機関などで組織する福井県福祉のまちづくり推進協議会を設置する。

7 情報の提供、学習機会の拡充等のソフト施策（第10条～12条）

県民に対し、情報の提供、学習機会の拡充、ボランティア活動の促進などに努めるとともに、事業者に対し必要な技術的指導および助言を行う。

8 財政上の措置（第13条）

福祉のまちづくりに関する施策に必要な財政上の措置に努める。

9 公益的施設の整備（第14条～16条）

- 事業者は、公益的施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備基準に適合させるよう努めなければならない。（第14条）
- 整備基準に適合しているときは、機能の維持に努めなければならない。（15条）

- ・整備基準に適合しているときは、適合証を交付する。（16条）

10 特定施設の整備(第17条～25条)

- ・整備基準の遵守(第17条)

特定施設(公益的施設のうち、重要なもの)の新築等をしようとする者は、当該部分について整備基準を遵守しなければならない。

- ・届出(第18条)

新築等をしようとするときは、あらかじめ、内容を知事に届出なければならない。

- ・指導および助言(第19条)

届出された内容が、整備基準に適合していないときは、必要な指導および助言をすることができる。

- ・工事完了の届出、完了検査(第20条～21条)

工事が完了したときは、その旨の届出を求め、整備基準に適合しているかどうかの検査を行い、適合している場合には適合証を交付する。

- ・勧告(第22条)

届出をしないで工事に着手した者、指導および助言に従わない者、事前の届出内容と異なる工事を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- ・公表(第23条)

勧告に従わない者に対し、氏名等を公表することができる。

- ・立入調査(第25条)

条例の施行の限度において、立入調査ができる。

11 既存特定施設の適合状況の報告等（第24条）

事業者は、既存特定施設の整備基準への適合状況を調査し、把握に努める。知事は、特に必要がある場合は、適合状況について報告を求めることができ、報告があった場合、整備基準に適合していないときは、施設の構造等を勘案して、必要な指導および助言を行うことができる。

12 国等に関する特例(第26条)

国、地方公共団体等については、届出等の規定は適用しない。

ただし、必要がある場合は、報告を求め、要請を行うことができる。

13 公共車両等の整備（第27条）

公共車両等の所有者は、公共車両等について、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備や配慮に努めなければならない。

(施行期日)

平成8年11月1日から施行する。ただし、施設等の整備の規定は、平成9年4月1日から施行する。